

令和7年度有田市立病院医療情報システム更新整備事業に係る
プロポーザルの実施について

令和7年度有田市立病院医療情報システム更新整備事業について、下記の要領によりプロポーザルを実施するので公告する。

令和8年1月16日

有田市長 玉木 久登

令和7年度有田市立病院医療情報システム更新整備事業に係る
プロポーザル実施要領

1. 目的

有田市立病院（以下、「当院」という。）では、医療の安全と質の向上、患者サービスと業務効率の向上及び健全な経営を図るため、平成26年1月に稼働した医療情報システム（以下、「現システム」という。）を運用している。

本事業は、来年度中に稼働を検討している次期医療情報システム（以下、「次期システム」という。）に係る情報システム系サーバ等機器、パッケージソフトウェア等を更新し、導入するものであり、機器等の設置・調整及びパッケージソフトウェアのカスタマイズ等の設定、次期システムに必要な機器やソフトウェアの保守業務も含めて行うものである。また当院は、令和9年3月に新築移転を計画しており、新病院の開院と合わせた次期システム稼働を予定している。

次期システムの更新にあたり、柔軟かつ高度な技術力、豊富な経験に基づく提案を広く求めるため、公募型プロポーザル方式にて事業者を選定する。

2. 業務概要

(1) 業務件名

有田市立病院医療情報システム更新整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 履行場所

有田市立病院 有田市辻堂468番1

(3) 業務内容

「令和7年度有田市立病院医療情報システム更新整備事業仕様書」のとおり

(4) 提案上限額

初期構築費は、618百万円（消費税および地方消費税の額を含む。）を上限とする。

システム保守費・クラウド利用費など、当該システムを7年間利用するために必要な全ての費用は、214百万円（消費税および地方消費税の額を含む。）を上限とする。

また、本事業の初期構築に係る契約は債務負担行為によるものであり、有田市と契約するものとする。システム稼働後の運用保守に係る契約は有田市立病院の指定管理者である公益社団法人 地域医療振興協会 有田市立病院と各部門保守業者との間で直接契約するものとする。

(5) 契約期間（初期構築費）

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3. 参加資格要件

提案事業者は、本実施要領の公告日において、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 過去3年間に営業停止処分その他の不利益処分を受けていない者
- (2) 資格確認基準日において和歌山県・有田市のいずれかにおいて指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 市町村税を滞納していない者
- (5) 経営不振の状態（破算手続、民事再生手続、会社更生手続もしくはその他類似の手続開

始の申立がなされたときまたは特別清算手続もしくは会社整理手続が開始されたとき、または手形取引停止処分がなされたとき) がない者

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる活動を行う者でない者
- (7) 参加申請日を基準として同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者（組織変更、合併等の事情により同様と認められる者も含む。）
- (8) 公告日より過去3年以内に、一般病床が当院と同等規模（120床）以上の医療機関において、電子カルテシステム及び各部門システムを含む医療情報システム（以下、医療情報システムという。）の導入又は更新を一括で請け負った実績を2件以上有している者
- (9) 公告日より過去3年以内に、一般病床が当院と同等規模（120床）以上の医療機関に医療情報システムを導入するプロジェクトにおいて、プロジェクトマネージャとして従事した経験を有する者をプロジェクトマネージャとして従事させることができる者
- (10) 本社・支社・営業所等のいずれかが有田市立病院から片道2時間以内で移動可能な範囲に位置し、保守体制が整備され、ハードウェア、ソフトウェアの障害に対し、統一窓口で時間受付対応が可能であること。またリモートでの対応等迅速に対応できる者
- (11) 本業務を円滑に遂行できるだけの安定的かつ健全な財務能力を有している者
- (12) 「有田市立病院新病院開院支援業務に関するコンサルティング業務」受託者である株式会社医療開発研究所（代表取締役：平野 吉則、所在地：東京都港区）と以下の各号のいずれかの関係にない者
 - ① 会社法（平成17年7月26日法律第86号）第2条の3及び4に規定する、親会社と子会社の関係にある者
 - ② 同様に、会社法第2条の3及び4に規定する、親会社を同じくする子会社同士の関係にある者

4. 参加手続き及び仕様書等の配布

(1) 実施スケジュール

公告日	令和8年1月16日(金)
参加申出書の提出期限	令和8年1月30日(金)
質問の提出期限	令和8年2月2日(月)
質問に対する回答日	令和8年2月10日(火)
企画提案書等の提出期限	令和8年2月18日(水)
事前審査結果及び本審査日程の通知	令和8年2月27日(金)
本審査(プレゼンテーション審査)	令和8年3月3日(火) 予定
審査結果通知	令和8年3月10日(火) 予定
契約締結	令和8年3月27日(金) 予定

※本審査の日程は、応募状況や選考経過等により変更となる場合がある。

※本審査の開始時間等については、本審査対象事業者へ個別に連絡を行う。

(2) 参加申出書等

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、あらかじめ4(1)実施スケジュールに記載の期日まで次の書類を提出すること。

① 提出書類

- ア 参加申出書【様式第1号】
- イ 3(8)に該当する業務に関する実績調書【自由様式】
- ウ 3(8)に該当する業務に関する契約書の写し
- エ 営業報告書【自由様式】直近1年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
- オ 市町村税完納証明書（発行後3ヶ月を経過していないもの）又は市町村税にかかる直近2年分の納税証明書（法人市民税、固定資産税、軽自動車税等）
- カ 登記簿謄本（発行後3ヶ月を経過していないもの）【写し可】
- キ 営業所等調書（所在地のわかる地図・有田市立病院までの所要時間を記載しているもの）【自由様式】
- ク 使用印鑑届【様式第2号】
- ケ 委任状（支店等に参加手続等の委任を行う場合）【様式第3号】

※公告日において有田市物品・役務一般（指名）競争入札参加者名簿に登載されている者は、オ～ケの提出を省略することができる。

② 参加資格確認及び仕様書等の交付

参加事業者による参加申出書の提出後、事務局が内容を確認し、参加資格要件を満たしていると認められた者に対し、仕様書等の交付を行うものとする。仕様書等の交付については、参加申出書の提出日から起算して2営業日以内に電子メール又はCD-Rにより交付する。CD-Rによる交付を希望する場合は、仕様書等の交付時にCD-Rを持参すること。

③ 提出方法

持参又は電子申請

④ 提出先

有田市役所経営管理部経営企画課病院企画室

※持参による提出は、市役所の開庁時間に限る。

⑤ 提出期限

4(1)実施スケジュールに記載のとおり

⑥ 提出部数

各1部

5. 質問の受付及び回答

質 問：質問票【様式第4号】により、電子メールにて提出すること。

質問票送信後、電話にて連絡すること。

受付期限：4(1)実施スケジュールに記載のとおり

回 答：4(1)実施スケジュールに記載の日までに、有田市ホームページに掲載する。

6. 企画提案書等の概要

仕様書等の目的及び内容を踏まえ、次に掲げるものを企画提案書等として作成すること。

(1) 本業務の概要

- ① 会社概要、業務実績
- ② コンセプト及び医療情報システムのロードマップ紹介
注記：パッケージやクラウド等のロードマップを記載すること。
- ③ 提案範囲、提案パッケージ名、その開発会社
- ④ システム間連携の範囲とその内容

⑤ 3原則への準拠とセキュリティ施策

(2) スケジュール・プロジェクト管理

① 業務実施体制

注記：設計開発・保守体制における再委託については、別途、受注者の承認を要する。
再委託を予定している場合は、その再委託予定者について、それぞれ記載すること。なお、この記載がある場合、それをもって評価が不利になることはないが、受注者がこの再委託を承認することについて保証するものではない。

② 導入のために受注者に求める体制と役割

③ 更新導入スケジュール

④ 会議体

⑤ 進捗管理方法

(3) システム構成・データ移行

① 基幹システム構成（パッケージ、サーバ構成、各部門システムとの連携概要）

注記：仮想化基盤サーバを構成しない場合、その事由及び受注者が享受するメリットがわかるよう記載すること。

② 各部門システム構成（パッケージ、サーバ構成、医療機器等の接続構成）

注記：部門システムごとに1頁作成し、システム構成が分かるよう記載すること。

③ 利用者端末構成（クライアント端末、プリンタ、PDA等）

注記：構成が分かるよう記載すること。

④ 次期システムにおける省コスト化とダウンサイジング提案

注記：本事業での提案ポイントが分かるよう記載すること。

⑤ 各現システムからの更新時の注意点

⑥ マスタ作成と運用

⑦ データ移行の要件、実施内容と運用

(4) 運用支援・保守サポート

① 保守サポート対応（ハードウェア、ソフトウェア、利用者サポート）

② システムのライフサイクルに対する考え方

③ パッケージのバージョンアップの考え方

④ 当院が次期システムをより良く運用するための提案

(5) 機能要件に関する対応可否【機能要件対応表】

以下の判断基準に沿って、各項目の回答欄に「○」「△」「×」を記載すること。

対応		判断基準
○	標準機能	製品の標準仕様として既に実装 無償カスタマイズにて実装可
△	カスタマイズ対応	有償カスタマイズにて実装可（提案見積外）
×	対応不可	製品が対応していない

(6) 本事業に係る見積額【提案見積書】

① 本事業に係る全ての経費を記載すること。

② 初期費用と運用費用（7カ年）に分けて見積を行ない、見積書を分けて提出すること。

③ 金額は日本国通貨、消費税額等は含めず記載すること。

- ④ 頁が複数にわたる場合は袋綴じすること。
- ⑤ 記載内容は、パッケージ、ハードウェア、役務、その他附帯事項で体系化し、明細毎に数量と単価が記載されていること。値引記載や一式記載等は認めない。
- ⑥ 記載内容に矛盾があった場合の判断は、原則として発注者が行うものとする。例えば、ハードウェア／基本ソフトウェア／データベースソフトウェア等の記載漏れがあった場合にも、見積金額の中で次期システムに必要なハードウェア／基本ソフトウェア／データベースソフトウェア等を調達できるものとして提案したものとみなす。
- ⑦ 表紙には表題として「有田市立病院医療情報システム更新整備事業に係る提案見積書」と記載し、作成日付、社名、担当部門、責任者名を明記すること。

7. 企画提案書等の提出

参加事業者は下記により企画提案書を提出するものとする。

(1) 企画提案書

企画提案書は下記の資料により構成する。

① 本事業に関する企画提案書

様式は任意とするが、マイクロソフト社パワーポイント（Windows版office2007以降）で作成するものとし、A4横型横書き両面印刷で上側を袋閉じとする。図面等、構成上やむを得ない箇所はA3横長を折りたたみ片面印刷も可とするが、当該頁はA4での2頁相当分と数える。

表紙には表題として「有田市立病院医療情報システム更新整備事業に係る企画提案書」と記載し、作成日付、社名、担当部門、責任者名を明記すること。

頁数は、表紙と目次を含め概ね50頁以下とし、表紙、目次を除いた頁を1として、頁番号を記載すること。

② 機能要件に関する対応可否表（以下「機能要件対応表」という。）

③ 業務提案に関する見積書（以下「提案見積書」という。）

(2) 提出期限

4(1)実施スケジュールに記載のとおり

（提出の受付は、土曜日および日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分まで）

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便により、提出期限内必着のこと。）

(4) 提出部数

企画提案書 10部 電子媒体1部

機能要件対応表 10部 電子媒体1部

提案見積書 10部 電子媒体1部

なお、上記各提出物は、1つの電子媒体へまとめて提出してもよい。

(5) その他

提出された書類は返却しないものとする。また、提出後の差し替え、追加及び削除は認めないものとする。

また、提出された書類は非公開とするが、本事業の契約者については、提出書類の全部又は一部が情報公開の対象となることがある。

8. 事前審査

企画提案書等の提出があった事業者が4者以上となった場合は、企画提案書等の内容による事前審査を実施し、上位3者程度を選定する。

事前審査の結果については、各提案者に対し、可否のみを通知する。その際、たとえ提案者からの求めであってもその者の順位及び採点結果は公表しない。

ただし、本プロポーザルを実施後、本事業に係る契約を締結した後においては、参加者の総数を公表するとともに、各提案者に対してのみ、その者の順位及び採点結果を開示するものとする。

事前審査の参加者が4者に満たない場合は、事前審査を行わない。

9. 本審査

事前審査を通過した事業者について、企画提案書等の内容及びプレゼンテーションによる本審査を実施する。

(1) 本審査実施日

令和8年3月3日（火）予定

場所・時間等については別途通知する。

(2) プレゼンテーションの時間

各者のプレゼンテーションに要する時間は概ね45分間とし、本事業に対するヒアリングを概ね30分間行う。

(3) プレゼンテーションの出席者

プレゼンテーションへの出席者は5名以内とし、本事業を受注した際にプロジェクトマネージャーとして従事する者の出席を必須とする。

(4) プレゼンテーションの備品

プレゼンテーションに必要な機材（パソコン、プロジェクター等）は持参すること。

(5) その他

追加資料の配布は認めない。

10. 審査機関

本プロポーザルの審査は、有田市立病院医療情報システム更新整備事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において実施する。選定委員会の詳細については、市長が別に定める。

選定委員会は、本プロポーザルによる企画提案の審査を行い、最優秀提案者及び次点者を決定する。参加者が1者のみであった場合においても、選定委員会にて審査を行い、その提案が優秀であると判断した場合は、その者を最優秀提案者とする。

なお、本プロポーザルの公告日から最優秀提案者が決定される日までにおいて、本プロポーザルの参加者（その関係者を含む。）が本プロポーザルに関して選定委員会の各委員に直接又は間接的に接触を図ることは、厳に慎むこと。当該行為を行おうとしたこと又は行なったことが判明した場合は、本プロポーザルに参加している者は失格とし、最優秀提案者又は次点者に選定された者はその選定を取り消す。

11. 選定方法

別に掲げる「令和7年度有田市立病院医療情報システム更新整備事業に係るプロポーザル

評価基準」により、選定委員会の選定委員（以下、評価者という。）が評価を行う。

各提案者の点数は評価者各々の点数（以下「獲得点数」という。）とし、最優秀提案者及び次点者の決定は、獲得点数により決定する。獲得点数が同点の場合は、選定委員会の協議により最優秀提案者を決定する。

なお、獲得点数の平均点が機能要件及び金額に係る点数を除き250点に満たない場合は、失格とする。

12. 結果通知

各提案者に対し、当該提案者の獲得点数及び順位、参加者の総数、最優秀提案者の商号又は名称及びその獲得点数、及び次点者の商号又は名称を通知する。

また、最優秀提案者の商号又は名称、その獲得点数及び次点者の商号又は名称を本市のホームページ上に掲載する。

13. 契約の締結

最優秀提案者を本事業に係る契約候補者とする。最優秀提案者が契約を辞退又は契約が不調となった場合は、次点者を契約候補者とする。

契約の相手方となった者は、契約金額の100分の10の契約保証金を本市に納付しなければならない。ただし、有田市財務規則（昭和55年規則第1号。以下「財務規則」という。）第113条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

この実施要領に定めることのほか、契約に関する条件は、財務規則に定めるとおりとする。

また、契約の段階において、契約の仕様書に受注者が提出した提案書の内容を盛り込むことがあるので、確実に実現できる提案を記載すること。1つの要求に対して複数方式の提案がある場合は、どの方式でも実現可能であるとし、その選択は受注者にあるものとする。

提案方式だけで要求を実現できなかった場合は、追加の機能やパッケージ、機器及び必要なカスタマイズは受注者の負担で行うこととする。

14. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 3. 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領で示された提出期日等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

15. 問合せ先

〒649-0392 和歌山県有田市箕島50番地

有田市役所経営管理部経営企画課病院企画室 担当：古川・福永

TEL 0737-83-1111（内線397）、FAX 0737-82-1725

E-mail byoinkikaku@city.arida.lg.jp